

# 群馬県立敷島公園 設置等予定者候補選定について

## 1. 選定委員会 開催概要

### ●第1回選定委員会

開催日：平成30年10月22日（月）

場所：群馬県庁22階221会議室

主な議事：選定するための評価の基準に関する事項

### ●第2回選定委員会

開催日：平成31年3月1日（金）

場所：群馬県庁13階131会議室

主な議事：設置等予定者候補の選定

## 2. 選定委員会 構成委員

- ・大学教授
- ・大学教授
- ・中小企業診断士
- ・公認会計士
- ・社会保険労務士
- ・報道関係者
- ・弁護士

## 3. 第1回選定委員会 議事録

### 1 開会

（事務局） 略

### 2 事務局説明

#### ●事業説明

（事務局） 略

### 3 議事 選定するための評価の基準に関する事項

#### ●評価項目と提出様式の整合について

（委員）

例えば、事業の実施体制の評価で、「実績を兼ね備えた業務実施体制を構えているか」という点については、どこを見て判断すればよいのか。

(事務局)

実績については「様式9」、実施体制については「様式14」により、ご判断いただきたい。

●設置等予定者候補の選定数について

(委員)

公募範囲がA、B、Cと3箇所あるが、複数の公募設置等予定者候補を選定することもあり得るのか。

(事務局)

各応募者は、1つの公募範囲を選び、その範囲内で事業地を提案するものとなっており、1応募者につき1提案と定めている。

その上で各応募者の提案する事業範囲が重ならなければ、複数の候補を選定することはあり得る。例えば、Aで2者選定するケースやA、B、Cでそれぞれ選定するケースなどが考えられる。

(委員)

公募範囲A、B、Cに対してそれぞれ候補を選定するのか。例えば、Cだけ候補が選定されなければ、再公募するのか。

(事務局)

現在のところ、全公募範囲の中から1つでも候補が選定されれば、すぐに別の空いている応募範囲に対して再公募するというケースは想定していない。

●様式の定めについて

(委員)

様式は国等による指定様式か。

(事務局)

様式については先行事例を参考に事務局で作成している。

●様式8及び様式15について

(委員)

「様式15」について、現在の様式では「堅実な投資計画及び収支計画になっているか」というのが評価できない内容になっている。

(事務局)

「様式8」及び「様式15」については、財務分野の委員に評価いただく様式となっているので、様式の修正すべき点について、財務分野の委員からご指摘をいただきたい。これについては、後日提出いただく意見シートと併せて提出いただきたい。

#### 4 その他意見及び確認事項

##### ●選定委員会の役割について

(委員)

本委員会の役割としては評価基準に照らし合わせて事業者を選定することであり、その他の部分については、事務局に任せるという理解でよいか。

(事務局)

「資料2 設置等予定者候補についての選定委員の役割」に記載のとおり、本委員会からは、候補者を選定するための評価の基準についてご意見いただきたい。また、候補者選定のときに基準に照らし合わせて点数をつけて設置等予定者候補を選定していただきたい。

##### ●朔詩舎の西側の道路の位置づけについて

(委員)

河川などで河川管理者と事業者が協定を締結し、オープンカフェを実施するなどの動きが全国ではある。園路を活用する提案も可能性としては想定される。敷島公園の朔詩舎の西側の道はどういう位置づけか。

(事務局)

公園の園路である。

##### ●出店場所以外の賑わい創出にかかる提案について

(委員)

出店した場所とは別に、公園内で施設を寄付してオープンカフェをやりたいという提案があった場合、どう扱うか。

(事務局)

公募設置等指針 p 6「テ」に記載のとおり、移動困難な施設設置を伴わない限りは可能である。ただし、その場所を独占的に使用する場合は、行為許可に基づく使用料が発生するものとして扱う。

(委員)

出店した場所以外にも賑わいを創出するために提案を求めるという点について、具体的に場所は指定しないのか。

(事務局)

基本的には事業者提案とする。ただし、実施時に事業者と県が協議をし、場所等を調整する場合がある。

##### ●土地の改変等について

(委員)

既存の施設の改変や土地の改変について制限はあるか。自由度は高いという理解でよいか。

(事務局)

風致地区内であるので、前橋市の風致条例に抵触せず、事業終了時に現状復旧可能な範囲であれば、基本的には自由度は高い。

●指定管理範囲との関連について

(委員)

事業者が設置許可を受けて使用する範囲は、指定管理から外れるのか。

(事務局)

そのとおり。

●公募設置等計画の様式及び記載事項について

(委員)

施設のデザインや仕様について、提案書にどこまで記載されているかによっては評価できない。

(事務局)

様式11～14に計画として記載すべき事項として規定している。

(委員)

様式11～14については、提出物として必須か。

(事務局)

そのとおり。

●地域との合意形成について

(委員)

地域の合意形成はされているのか。渋谷では児童相談所の建設があった話も、実施の段階で地域の反対があったという事例もある。

(事務局)

元々毎年実施している利用者アンケートや今回実施した地域へのアンケートを通して、地域の意見やニーズを踏まえながら、これまで検討してきた。事業実施については、概ね賛成と判断をしている。

ただし、いくつか課題となる意見をいただいている。駐車場不足となるのではという意見や治安が悪化するのではないかという意見である。駐車場については、公園の北側にある圃場を駐車場として解放する予定である。治安の悪化については、深夜のたまり場とならないよう営業時間を9時～21時と制限することで対応したい。

●地域との合意形成について

(委員)

公園内は岩神小学校の通学路にもなっているが、どのように考えるか。

(事務局)

提案内容により影響が懸念される場合は、事業者と調整したい。

●アルコール提供について

(委員)

アルコールの扱いはどのようになっているか。

(事務局)

公募設置等指針の中で「県との協議により認める」という扱いにしている。

●フランチャイズについて

(委員)

フランチャイズは認めるのか。

(事務局)

一概にフランチャイズは認めないという条件設定にはしていない。ただし、応募者は法人格を有すること、管理運営は応募者が実施(グループであれば構成団体が実施)することという条件にしている。個人オーナーが経営するような形態では応募参加資格がない。

●自動販売機の移設について

(委員)

公募範囲Cについては、現在自動販売機があるが、事業に伴い移設は可能か。

(事務局)

移設費用などが発生する場合は、事業者の負担において移設が可能である。事業の条件としても示している。

5 閉会

(事務局) 略

4. 第2回選定委員会 議事録

1 開会

(事務局) 略

## 2 事務局説明

●応募状況について  
(事務局) 略

●選定手続きについて  
(事務局) 略

●第1次審査方法について  
(事務局) 略

## 3 第1次審査

(事務局)

各応募者の財務状況及び事業継続性について、財務諸表に精通している委員に意見を伺った。その結果、スターバックスコーヒージャパン(株)については問題ないとの意見であった。

一方、応募者Aについては事業継続性が認められないとの意見であった。

事前審査としては、スターバックスコーヒージャパン(株)については他の内容も含め公募設置等指針に示す条件を満足しており、応募者Aについては条件を満足していないとの意見である。

(委員)

県による事前審査意見を踏まえ、スターバックスコーヒージャパン(株)については第1次審査を通過、応募者Aについては第1次審査を非通過としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員)

それでは、スターバックスコーヒージャパン(株)については第1次審査を通過、応募者Aについては第1次審査を非通過とします。スターバックスコーヒージャパン(株)については、第2次審査に進みます。

## 4 事務局説明(第2次審査)

●第1次審査方法について  
(事務局) 略

## 5 第2次審査

●応募者プレゼンテーション  
(スタバ) 略

## ●ヒアリング

(委員)

全国各地の都市公園への出店実績があるが、敷島公園の持ち味についてはどのように考えるか。また、なぜ公募範囲Aを候補地として選定したか。

(スタバ)

県民なら誰も知っている点である。また、候補地について公募範囲Aを選択したのは、事業性の観点からである。夜には公園に人がいなくなってしまうことから、ドライブスルーを設置予定である。桜並木、国体道路の交通量、利根川河川敷の野球場の賑わいなどがあることも判断の理由となっている。

(委員)

敷島公園は群馬県を代表する都市公園である。候補地の駐車場への進入路はゲート性を持っている。現在の設計では、店舗を北西に向けているので、来園する方に対して背を向けて迎えることになる。さらに、候補地は周辺道路に比べて地盤が低いので、来園する方からは屋根を俯瞰して見られることになる。このような点に対して、景観的な配慮をした店舗設計としていただきたい。

また、群馬は北西からの季節風が強いにもかかわらず、店舗の北西側にオープンテラスの計画もあるので、利便性、快適性に配慮をした店舗設計としていただきたい。

(スタバ)

参考にさせていただく。

なお、風対策としては風除室を設ける予定である。テラスについては1年の1/3稼働すればいい方かとは思っている。

(委員)

特定公園施設としてベンチとゴミ箱を設置する計画をしている。現在、敷島公園にゴミ箱は設置しておらず、持ち帰りとなっている。今回、ゴミ箱を設置した場合、広い敷島公園の中にこのゴミ箱だけが設置されることになり、ゴミ箱を設置しない方針に対して矛盾が生じる。また、一般ゴミなどを持ち込まれる恐れもある。予定者として選定された場合は、ゴミ箱の設置について、県や指定管理者と協議の上、慎重に検討していただきたい。

ベンチについても、築山と園路の境界付近に設置する計画となっている。築山側に設置する場合、地山を痛めると景観が悪くなる恐れがある。この点についても慎重に検討していただきたい。

(スタバ)

承知した。

ゴミ箱については当初は設置を考えていなかったが、テイクアウトのゴミが出るので、熟慮した結果の計画であった。

ご指摘のとおり再検討したい。

(委員)

環境配慮については今の時代、大事である。環境についても配慮するコンセプトがあるとのことなので、雨水利用の提案をしていただき、実施していただけるとモデルケースにもなるので検討していただきたい。

また、前橋市管理のバラ園からも歩いてきてもらえるような仕掛け、例えばサイン等で工夫してもらうなどについても検討していただきたい。

(スタバ)

わざわざ歩いても行きたくなるような店舗にはしたい。

(委員)

何点か答えていただきたい。

1点目は、コーヒーをどういった形で抽出するのか。

2点目は、ストレートコーヒーがないのはなぜか。例えば、マンデリンといっても出てこない。

3点目は、ゴミを全く出さないようなチャレンジはできないか。群馬県は一般ゴミが多い。

(スタバ)

1点目については、基本的には専用機械を用いてペーパーフィルターで抽出している。

2点目については、提供させていただいているコーヒーは日替わりとなっている。ブレンドの日もあれば、ストレートの日もある。お客様の好みのものでないときはコーヒープレスでのサービスについても対応させていただいている。ストレートでも、例えば、マンデリンという商品で用意しているわけではないので、そのような場合は近いものをご提案させていただいている。スタッフの対応が十分でない場合があったかもしれない。

3点目については、ゼロエミッションまでは至らないが、ゴミの減量について、会社として開発も含めて取り組んでいる。食品廃棄物の9割がコーヒー豆の豆カスであるが、堆肥化に取り組んでいる。各店舗において、配送トラックに載せ、牧場に運び飼料化をしている。そこで育った牛のミルクを各店舗に配送するという循環をしている。これは、コーヒー業界に広く普及して欲しいという思いから特許もあえて取っていない。こういったことも非常に手間もコストもかかるが取り組んでいる。最終的にはゴミがでないような形も目指していきたいとは思っている。

(委員)

群馬県は牧畜が盛んである。大手なので、乳用牛だけでなく豚や肉用牛についても循環も考えて欲しい。

(委員)

現在、人材難である。特に優秀な人材は確保が難しい。どのように考えているか。

メニューにサンドイッチなどがある。野菜などに群馬県産を使う予定や群馬県産のものを使ったメニューの予定はあるか。



(スタバ)

人材難は承知しており、既に社内でも対応を検討している。人がいないから店を開けられない、お客様へのサービス提供ができないといった状況にさせないために、県内の各店舗からのバックアップ体制を構築する予定である。

提供する商品の質と販売量を確保するためのネットワーク構築が難しい。現状は、セントラルキッチン方式により安定した品質の商品を各店舗に配送せざるを得ない状況である。課題としては認識しているので長い目で見ていただきたい。

(委員)

建設物デザインに係わる、企業としてのイメージカラーはあるか。

(スタバ)

基本的にはいわゆるアースカラーであり、ビビットな配色はしない。また、景観条例にも適合させる。

(委員)

提案いただいているワークショップ等のプログラムを今回の店舗だけでなく、県内の様々な施設で実施することを検討いただきたい。

(スタバ)

老人ホーム訪問による抽出体験なども実施している。色々取り組んでいきたい。指定管理者とも協調して取り組んでいきたい。

(委員)

駐車台数は他店舗ではどのくらいあるか。公園利用者の方の車が駐車できなくなる恐れはないか。

(スタバ)

前橋市の元総社にある店舗で30台程度である。店舗利用者の方も回転するので、これまでの事業実績から判断しても、問題ないと考えている。

(委員)

大規模イベント時に公園利用者で駐車場が満車になって、店舗利用者が駐車できなくなる場合があると想定される。これについてはどのように考えられるか。

(スタバ)

敷島公園に出店するという事は、当然それが前提と考えている。公募資料に周辺交通量データもあったので、そのような状況も想定している。その場合でも公園利用者の方がたくさんいるので問題ない。また、地域の方へも配慮し、状況によっては臨時に誘導のための警備員を配置することも必要と考えている。

(委員)

フリーwifi や電源は設置予定か。滞在時間が長くなる客にはどのように対応するか。

(スタバ)

フリーwifi は設置予定である。電源についても全席ではないが設置予定である。状況に応じて、滞在時間が長いお客様には、個別にお声がけをして、席の譲り合いをお願いする。他の店舗でもそのように対応しており、応じていただけることが多い。

(委員)

スポーツバーのようにモニターを見ながら楽しむといった需要があると思うが、どう考えるか。

(スタバ)

居心地を重視したいので、対応予定はない。スポーツの後、スポーツ観戦の後のひとときを楽しんでいただきたいと考えている。

#### ●集計結果報告

(事務局) 略

### 6 設置等予定者候補の選定

(委員)

第2次審査の結果を踏まえ、スターバックスコーヒージャパン（株）を設置等予定者候補として選定してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(委員)

それでは、スターバックスコーヒージャパン（株）を設置等予定者候補として選定いたします。

### 7 事務連絡

(事務局) 略

### 8 開会

(事務局) 略

## 5. 応募者の評価点

応募者名：スターバックス コーヒー ジャパン株式会社

評価項目	評価の視点	配点	評価点
事業の実 施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1章 事業概要」の内容に則し、県立敷島公園にふさわしい提案となっているか</li> <li>・公園利用者の利便向上に資する提案となっているか</li> </ul>	20.0	14.3
事業の実 施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる事業を実施するために、十分に実行力を備えた業務実施体制を構えているか</li> <li>・実績を兼ね備えた業務実施体制を構えているか</li> <li>・構成団体の財務体質は健全であるか</li> </ul>	30.0	23.8
公募対象 公園施設 の建設計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷島公園や周辺地域の景観と調和し、公園の新しいシンボルとなるデザインや空間の演出となっているか。</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが気軽に利用できるような使い勝手のよいデザインとなっているか</li> </ul>	20.0	12.3
公募対象 公園施設 の管理運 営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の活性化や魅力向上に寄与する管理運営計画となっているか</li> <li>・利用者及び地域住民の安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか</li> <li>・ホスピタリティのある管理運営計画となっているか</li> <li>・公園の利便性向上につながる提案がされているか</li> <li>・公園及び地域との協働や連携を促進する管理運営計画となっているか</li> </ul>	35.0	26.0
特定公園 施設の建 設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設と一体的に都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与する内容になっているか</li> <li>・利用者の安全・安心、ユニバーサルデザインに配慮した設計となっているか</li> </ul>	10.0	6.8
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堅実な投資計画及び収支計画となっているか</li> </ul>	10.0	6.0
価額提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額</li> </ul>	15.0	12.5
計		140.0	101.7

## 6. 選定された設置等予定者候補の名称

名称： スターバックス コーヒー ジャパン株式会社